

窓口担当課に「筆談マーク」を設置



窓口「筆談可能」を示すカードを設置し、より安心して市役所を利用できるようにしました。

筆談マークカードが必要な事業所は、ふれあい福祉課までお問い合わせください。市ホームページでもダウンロードできます。



障がいのある人に対する配慮について啓発活動を実施

障がいがある人もない人もお互いに尊重し合える社会を作っていくためには、障がいのある人を理解し、必要な配慮をしていくことが大切です。市では、各種会合や町内会などへ職員が出向き、障がいのある人に対する配慮について出前講座を行っています。



来年4月に施行される「改正障害者差別解消法」についての詳しい情報は、内閣府のホームページに掲載されています。参考にご覧ください。



「障害者差別解消法と障がい者に配慮した窓口対応」の職員研修を実施

窓口業務に従事する職員が、合理的配慮の必要性や、障がいの特性に応じた窓口対応の仕方について動画や実演を交えて学びました。

聴覚障がいのある職員にも協力してもらい、実際体験した窓口対応や筆談時のポイントなどを聞きました。



誰もがこれまで以上に利用しやすいように、市役所の音声案内などを改善しました。



市民課案内を見やすく改善(上)
市役所正面入り口右側におもいやり駐車場(下)

市役所周辺の駐車場や窓口の音声案内、電光掲示板をリニューアル

来年4月に「改正障害者差別解消法」が施行されます。これによって、行政だけでなく民間の事業者においても、合理的配慮が法的に義務化されます。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、市が行っている取り組みを紹介します。

問い合わせ ふれあい福祉課 ☎24・8052

合理的な配慮とは？

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行なうこと

たとえば・・・

- 筆談、文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること
- 案内表示の文字を大きくするとともに、弱視や色覚障がいの人にも配慮した色の組み合わせにすること など



個々の場面ごとの柔軟な対応が大切だね

要約筆記初任者研修を毎年開催



要約筆記とは、聴覚に障がいのある人に話の内容を要約して文字で伝える、コミュニケーション支援方法の1つです。7月5日(水)から4回コースで研修を、7月15日(土)にはサークル見学会を行います。申し込み方法など、詳しくはP11または市ホームページをご覧ください。

先輩の声

最近障がいを持たれた人や、高齢になり聞こえにくくなってきた人は、社会生活を狭められている状況になっており、要約筆記という活動を通して、その手助けをしています。文字を介してコミュニケーションを取れるよう、この活動を広げていきたいです。

聴覚障がい者災害時対策支援用オリジナルバンダナを作成

災害時に聴覚に障がいのある人がスムーズに意思疎通できるよう、イラストなどを使って周囲の人にも分かりやすいバンダナを作成しました。

また、更に細かい内容のコミュニケーションも取れるよう、コミュニケーションボードも作成中です。

いずれも6月1日(木)から希望者に配布します。希望する人はふれあい福祉課の窓口で申請してください。



小松能美聴覚障害者福祉協会
副会長 瀧本 博文さん